

新型コロナウイルス(COVID - 19)陽性・もしくは濃厚接触者となった妊婦様への対応

予防を徹底して新型コロナウイルスに感染しないようにするのが一番ですが、万が一、陽性・濃厚接触者となった場合の当院での対応をお伝えします。

※以下は現時点での国(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部：令和4年9月8日)の対策です。

1. 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者(※1)

(a) (b)以外の者

- 発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能とする。
- ただし10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(b) 現に入院している者(※2)(従来から変更なし)

- 発症日から10日間経過しかつ症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除可能とする。

※1人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者(無症状病原体保有者)

- 検体採取日から7日間を経過した場合8日目から解除可能とする。(従来から変更なし)
- 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

2. 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

妊婦健診(前期～中期)の当院の対応

1) 保健所の自宅待機期間

有症状：症状出現を0日目として7日目まで。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク施設への不要不急の訪問はできません。

無症状：検診日を0日目として7日目まで。検査陰性化すれば5日間に期間短縮ただし、7日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク施設への不要不急の訪問はできません。

上記より、当院への受診は有症状の方は発症日を0日として11日目以降、無症状の方は診断日を0日として8日目以降での受診をお願いしています。

新型コロナ陽性となった場合、自宅待機、外出は禁止です。

★保健所からは緊急連絡先(番号非公表)を教えてください。

その間に症状が悪化した場合などは保健所の緊急連絡先から当院に連絡をして指示を仰いでください。

★自宅待機期間は当院より電話での体調把握をさせて頂いています。

1-2) 緊急搬送が必要な目安

- 1時間に2回以上息苦しい
- トイレに行くときに息苦しい
- 心拍数が1分間に110回以上
- 呼吸数が1分間に20回以上
- 安静でも酸素飽和度が94%以下で回復しない

★上記の場合は、保健所か当院に連絡をください。

2) COVID-19の濃厚接触・もしくは濃厚接触の疑いがある場合

陽性者と生活導線を別にできる場合は最終接触があった日を0日として翌日から5日間(6日目解除)の自体安静を行ってください。

お子様などが陽性者の場合には、お子様が解除となった日を0日として翌日から5日間(6日目解除)となります。

まず、保健所からの指示をお待ちください。

保健所から連絡があるまでは、外出を控え自宅にて過ごされてください。

その間に次回の妊婦健診があるようなら、スキップしてください。

次回妊婦健診はお電話での対応で変更させていただきます。

また、濃厚接触者となった場合は体調確認のために当院から連絡をさしあげます。

妊娠後期対応(36週以降)の対応

1) 陽性～保健所が定める自宅待機期間(症状出現を0日目として10日目まで、かつ症状消失してから日間、無症状の場合は陽性と判定された日を0日として7日目まで)

- 妊娠中のPCRスクリーニングで新型コロナ陽性となった患者様は、保健所と当院の指示を仰いでいただきます。
- 自宅待機中に出産になりそうな場合は新型コロナに対応した施設に転院になります。
- 妊婦健診中のスクリーニングで陽性となった患者様はほとんどが問題なく高次医療施設に移れています。
- 急に分娩が進行したなど、超緊急の場合には当院で初期対応させて頂いています。(下記)

★ただし当院は新型コロナに対応できている医療機関ではないため、出産後に高次医療施設に転院になります。

2) 隔離期間終了後からの経過観察期間(2週間が目安)

入院中にPCRを行います。

2 - 1) PCRにて陰性化が確認できれば通常の分娩管理となります。

2 - 2) 解除後でもPCR陽性なら、陽性に準じた管理をさせていただきます。

他人に感染させる可能性は低くなりますが、完全に否定もできないため感染対策に準じた出産方法となります。

- 出産は通常とは違う部屋で行う場合があります。
- 夫または家族の立ち合いはできません。
- 産後エステ等接触を伴うサービスの提供はできません。産後2週間検診等に対応する場合があります。
- 産後は個室にて管理となり、他の患者様と導線を分けるため室内のみで過ごしていただきます。自由な出入りができません。(個室料金がかかります)

個室が空いておらず、健康状態が問題ない場合は早期退院をお願いすることがあります。

2 - 2)の管理は

当院は産科専門のクリニックであるため、万が一の他の患者様、他の新生児への感染予防を徹底するための措置となります。あらかじめご理解いただければと思います。

3) 36週以降に新型コロナ濃厚接触者になってしまい、隔離期間中の場合の対応

3 - 1) 入院時にPCR陰性の場合

今後新型コロナを発症する可能性があるため、感染対策に準じた出産方法となります。

- 夫または家族の立ち合いはできません。
- 産後エステ等接触を伴うサービスの提供はできません。産後2週間検診等に対応する場合があります。
- 産後は個室にて管理となり、他の患者様と導線を分けるため室内のみで過ごしていただきます。自由な出入りができません。(個室料金がかかります)
- 連日、抗原検査が必要です。
- 健康状態が問題ない場合は早期退院をお願いすることがあります。

★この処置は入院時にPCR陰性でも入院中に陽性化するケースがあるための措置になります。ご理解いただければと思います。

★濃厚接触の自宅待機期間解除後は通常の分娩対応をしています。

3 - 2) 入院時にPCR陽性の場合

陽性の場合1)に準じて高次医療施設への転院になります。

新型コロナ陽性妊婦の陣痛発来時の超緊急対応(入院時に陽性になった場合を含む)

新型コロナ陽性で自宅待機中や、入院時にPCRで陽性となった場合、保健所の手配が間に合わない場合があります。母児分離を避けるため、可能な限り妊娠中の搬送の手配をしますが、すでに陣痛が始まっている場合などは手配が間に合わない場合が想定されます。その場合は当院での出産となりますが

当院は新型コロナ専用の分娩施設ではありません。

- 分娩は通常とは違う部屋で行います。
- 夫または家族の立ち合いはできません。
- 感染予防の観点から母児接触を行うことはできません。
- 出産後に本人と、新生児の搬送の手配お行いますが、別々の病院になる場合があります。
- 消毒や清掃などの料金は頂いておりませんが、分娩時に使用した防護服、マスク、フェイスガードなどの物品代は実費で頂いております。(保険は適応できません)
- 分娩後は速やかに搬送を試みますが、搬送先がない場合は個室での管理となります。(個室料金がかかります)

- 産後は個室にて管理となり、他の患者様と導線を分けるため室内のみで過ごしていただきます。自由な出入りができません。
- 母子同室はできません。(新生児も新型コロナ感染症疑いのため)
- 患者様の健康状態が問題ない場合は早期退院をお願いすることになります。

以前に千葉県で新型コロナウイルスに感染した妊婦の入院受け入れ先が見つからず、自宅療養中に早産し新生児が死亡した事案には、周産期医療に携わる医療者すべてが大変心を痛めました。

その後、埼玉県内には新型コロナに関わる産科リエゾンが発令し、システムは当時に比べて改善されていますが産婦人科とNICUがある病院は限られており、かつ新型コロナにまで対応するとなるとほんの一部の病院でしか対応できません。第6派以降は急激に増大する患者に対し病床はひっ迫し、依然対応に苦慮する厳しい状況が続いています。

妊娠中の新型コロナにかからないように、感染予防を徹底するとともに、ワクチン接種を行い、万が一の感染時に重症化しないような対応策をとるよう心掛けてください。